

令和7年6月27日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

令和7年8月からの室料相当額控除の適用について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本医師会より通知がありました。

本通知は、厚生労働省において、令和7年8月1日より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）に基づき、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における居住費の基準費用額が引き上がることに伴い、その趣旨や内容等について、別添のとおり参考資料が作成されたことをお知らせするものです。

具体的には、介護老人保健施設および介護医療院に入所している一部の方に、室料相当額控除（▲26単位/日）が適用されます。対象者は以下のとおりで、利用者負担第1～3段階の方については、補足給付によって利用者負担が増加しません。

対象者：以下の①及び②のいずれにも該当する者

①以下のいずれかに該当する施設に入所している者であること。

・「その他型」及び「療養型」（※）の介護老人保健施設の多床室

※算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度（令和7年8月から令和9年7月までは令和6年度の実績）において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

・「Ⅱ型」の介護医療院の多床室

②入所している療養室における一人当たりの床面積が8㎡以上である者であること。

なお、対象となる施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表または介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式の提出が必要となります。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○令和7年8月からの室料相当額控除の適用について

(令7.6.20 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737